



次世代自動車の 知識と技術を 学ぶ



10月20日、高崎市・高崎自動車整備大学校において、群馬県自動車電装品整備商工組合を対象に講習会を開催し、組合員企業の整備作業等21名が集まった。

初めに、株式会社自動車公論社専任講師の井戸順一氏が「ハイブリッド車・電気自動車講習」と題して座学講習を行った。

昨年の同講習会では、ハイブリッド車（HV）や電気自動車（EV）について感電事故を起こさないための最低限の知識や万が一の際の応急処置等を学んだ。

今回は、前回の内容をステップアップして、実際の整備や修理に必要な「HV・EVを治せる技術」の基礎を学び、車に関する電気のプロとして一歩先の知識と技術の習得を目指した。

HVは世界で急速に普及しており、トヨタとホンダなどの日本車だけで9割を占めている状況。そのHVの駆動システムは、3種類に大別され、その中でも多くのシェアを占めるトヨタのTHS及びTHSIIのしくみとバッテリー及びそれに関わるエアコンの取扱いなどについて学んだ。井戸氏は、「実際に、整備する際にはどのよ

うな仕組みでHVが動き、どのような故障があり修理が必要になるのかをよく学び、現場に活かして欲しい」とアドバイスした。

その後、参加者は場所を移し、プリウス（3代目NHW20）の実車2台を使用し、高圧系部品装着状態や安全作業手順などの故障確認作業を行った。また、実際にダイアグテスト（DST2）を使用して整備モードでの動力分割機構、HVシステム不具合時の警告灯、エアコン用電動コンプレッサの作動確認や故障診断を行う等、実践的な講習となった。





群馬県中小企業団体青年協議会

他県青年部との交流会開催

栃木県・茨城県・千葉県・群馬県の青年部による異業種交流

視察終了後、午後5時から講演会を開催。田村会長が挨拶を行った後、「接遇力アップで企業の経営を変える」をテーマに株式会社エレクトラント・マナースクール代表取締役（学院長）平林都氏による講演が行われた。平林氏は、「形なくしては心は伝わらない」という信念のもと、出会った人に「楽しく・気持ちよく・笑顔に」なってもらおう「接遇」を広める研修で多くの人を魅了している。



挨拶する田村会長

群馬県中小企業団体青年協議会（田村明義会長、29会員）では、11月1日・2日、渋川市伊香保町「塚越屋七兵衛」において、栃木県・茨城県・千葉県・群馬県の青年中央会による交流会を開催した。

初めに観光ガイドの案内で伊香保神社や石段街等、伊香保温泉の街並みを視察した。



歓談する参加者

参加者は、「ときめき・驚き・感動」をお客様に与える接遇とは何であるか、またどのような接遇を実践していけば経営に役立てることができるとについて熱心に耳を傾けていた。

研修終了後、午後7時より交流懇親会を開催。田村会長の挨拶に続き、栃木県・茨城県・千葉県の代表者が挨拶を述べた後、群馬県中央会中山専務理事が来賓挨拶を行い、次いで、商工中金岩間幸浩次長の音頭で乾杯となった。

交流懇親会は、境野泰照副会長が進行役となり、抽選で選ばれた参加者6名による自己PRや抽選会等のイベントも行われ、和やかな交歓が続けられた。

東日本大震災 復興の足跡を辿る

～役職員研修会開催～

本会と群馬県中小企業団体事務局長会（川岸一義会長、会員44人）では、11月21日・22日、役職員研修会を共催し、14名の参加者が宮城県の被災地を巡る視察研修を行った。

21日は、仙台空港ビル（株）を訪問し、同社事業部企画サービスグループ守屋正直氏が、震災発生



仙台空港にて

直後、空港ビル内に避難した約1600人の旅客・周辺住民・従業員への対応、復旧作業に当たった富山県の高岡消防署やトモダチ作戦を展開した米軍の活動等について説明を行った。

次に訪問したキリンビール（株）仙台工場では、副工場長内田努氏が、仙台市と本社との間で締結した「津波発生時における緊急一時

的な津波避難ビルとしての使用に関する協定」に基づき、従業員・工場関係者・一般客、近隣住民を屋上に避難させた時の模様や、甚大な被害を受けた同工場の復旧の過程等について説明を行った。

翌22日には、石巻魚市場買受人協同組合を訪問し、津波で組合員の施設等が壊滅的な被害を受けた同組合の復興状況等について、理事長布施三郎氏が説明を行った。



布施理事長の説明を受ける参加者

同組合では、震災以後、被災施設の復旧のため、多額の負債を抱えた組合員も多い。また、放射能の風評被害も深刻で、東北大学等

の支援を得て、連続個別非破壊放射能汚染検査システムを導入。最近では、地元で取れた海産物を「選りすぐりセット」として通販を行うなど、復旧復興に向けた懸命な努力が続けられている。

最後に訪問した（株）仙台ニコンでは、同社総務部の横山仁氏が、「震災発生20秒前に地震予測警報機が作動し、社員が訓練通りの行動を取ったことで、人的被害はなかった。役員・従業員が懸命な復旧作業を行うとともに、他地域のニコン工場に部品を供給するなどしたことが功を奏して、生産体制には問題が起きなかった」と説明を行い、日頃の訓練の重要性を強調した。



仙台ニコンにて

消費税転嫁対策講習会開催

消費増税の実務ポイントを解説



11月27日、太田市・太田ナウリ
ソートホテルにおいて、組合役職
員を対象に消費税転嫁対策講習会
を開催した。

講師は、有限会社中田計理事務
所代表取締役所長齋藤仁志氏。

齋藤氏は、まず、国の一般会計
予算の概要に触れ、現在、税収の
構成をみると消費税は、所得税に
次いで占める割合が多いが、今後、
消費税を増税することでトップと
なり、税収の柱になると説明した。



齋藤仁志 税理士

消費増税の実務ポイントとして
は、請負工事等一定のものについ
ては経過措置として消費税増税後
も改正前の税率が適用されること
や消費税の納税額が増額すること
に伴い、資金繰りの悪化に起因す
る企業倒産が予想されるため、取
引先の与信管理の徹底や倒産防止
共済等を活用するという選択肢も

あるとアドバイスした。

そして、本年10月1日に施行さ
れた「消費税転嫁対策特別措置法」
への対応については、左の表の4
点がポイントとなる旨説明した。
その中で、取引価格を下げる「減
額」や「買いたたき」といった転
嫁拒否行為については、大企業だ
けでなく中小企業者も対象となる
ケースもあるので注意が必要であ
ると呼びかけた。また、転嫁カル
テルについては、身近な自販機飲
料の転嫁のニュースを紹介し、「転
嫁カルテル」と「表示カルテル」
の説明を分かり易く行った。

消費税転嫁対策のポイント

- ① 大規模小売事業者等による
転嫁の拒否行為は禁止
- ② 「消費税還元セール」といっ
た宣伝や広告は禁止
- ③ 総額表示義務の特例によっ
て、商品やサービスについ
て本体価格のみの表示を認
める
- ④ 消費税の転嫁及び表示方法
の決定に係る共同行為を認
める